

令和8年3月公共工事設計労務単価の適用に係る適切な対応について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（新労務単価）を決定しました。その結果、東京都では、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」と比べて、約3.2%の上昇となりました。

さらに、国は、技能労働者への適切な賃金水準の確保に向け、新労務単価の速やかな適用等、各自治体においても、適切な運用に努めるよう要請しています。

港区が公表する工事案件は、新労務単価を適用し予定価格の積算を行っております。技能労働者への適切な賃金水準の確保及び社会保険への加入徹底等を目的とする趣旨を御理解いただき、工事を受注いただく際は、法定福利費等必要経費の確保について適切な対応をお願いいたします。